

令和 8 年 度

土岐市一般廃棄物処理実施計画

土岐市環境センター
土岐市衛生センター

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項及び土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 5 5 年土岐市条例第 1 0 号）第 2 条第 1 項の規定により定めるものとする。

基本方針

1. 生活系一般廃棄物は、排出者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）及び土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 5 5 年土岐市条例第 1 0 号。以下「条例」という。）の定めるところにより、市又は法第 7 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が処理する。
2. 事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、法、条例の定めるところにより、市のごみ処理施設への直接搬入又は許可業者に委託する。
3. 一般廃棄物の排出者は、分別等を行うことによりごみの減量化・資源化に努める。
4. 産業廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則としているが、事業者の直接搬入に限り、法第 1 1 条第 2 項の規定により、一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲において容易に処理できると認めた廃棄物をあわせ処理することができる。

1 ごみ処理計画

《1》計画策定諸元

人口及び世帯数 24,768世帯 53,471人（令和8年1月1日現在）

（1）排出量（処理必要量）

① 生活系一般廃棄物		
可燃物（焼却処理するごみ）		8,161 t／年
不燃物（埋立処分するごみ）		745 t／年
粗大ごみ（大型のごみ）		286 t／年
資源物（資源化再利用対象品目）		2,095 t／年
小	計	11,287 t／年
② 事業系一般廃棄物		
可燃物（焼却処理するごみ）		4,088 t／年
不燃物（埋立処分するごみ）		475 t／年
資源化（刈り草・剪定枝等堆肥化）		949 t／年
小	計	5,512 t／年
合	計	16,799 t／年

《2》処理主体

（1）区分別処理主体

①生活系一般廃棄物	排出者自らによる直接搬入又は市の直営事業による収集運搬若しくは許可業者が収集運搬し、市が処理処分する。
②事業系一般廃棄物	排出者自らによる処理又は排出者若しくは許可業者が収集運搬し、市が処理処分する。
③家電リサイクル法対象機器（法定5品目）	引取義務品は小売業者等が引取り、指定引取場所へ運搬し、再商品化業者へ引渡しする。 引取義務外品は排出者又は許可業者が指定引取場所へ運搬し、再商品化業者へ引渡しする。
④処理困難な一般廃棄物（処理困難物）	排出者が引取業者へ依頼し、引受けをする業者等は、自らによる適正処理又は製造業者等へ資源化再利用を含む適正処理のため引渡す。
⑤特別管理一般廃棄物	
⑥有害廃棄物等（有害ごみ）	
⑦特殊な一般廃棄物	
⑧小動物の死体	道路等の公共施設において、無主物たる小動物の死体を発見した場合は、速やかに市へ通報し、市は清掃業務の範疇において適切な処理を行う。

(2) 種類別処理主体

①可燃物（焼却処理するごみ）	市は搬入された全量を市の施設で焼却処理し、焼却残渣等については全量を市の施設で埋立処分する。
②不燃物（埋立処分するごみ）	市は搬入された全量を市の施設で埋立処分する。 （金属類は再分別してリサイクルする。）
③粗大ごみ（大型ごみ）	市は搬入された全量のうち、可燃物・不燃物に分別し、市の施設で焼却処理・埋立処分する。
④刈り草・剪定枝等	市は搬入された可燃物のうち、刈り草・枝葉については、バイオマス発電の燃料として委託業者が搬出する。
⑤資源物（資源化再利用対象品目）	市は収集運搬された全量を市の施設で分別基準に沿って選別・中間処理を行い、適切な保管をし、土岐市資源化再利用同業者組合へ資源化再利用原料として引渡すほか、容器包装リサイクル法に基づく指定法人へ引渡し、再商品化を図る。
⑥家電リサイクル法対象機器	引取りを求められた販売業者又は収集運搬依頼を受けた許可業者は、指定引取場所へ運搬し、製造業者は家電リサイクル法の規定により再商品化を行う。
⑦使用済パーソナルコンピュータ	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき製造業者及び輸入販売業者が行う自主回収・再資源化に協力するため排出者自らが回収手続きを行い処分する。
⑧消火器	（一社）日本消火器工業会が実施する消火器リサイクル対象品については、消火器販売店に引取依頼若しくは、消火器リサイクル推進センターの指定する方法により処分する。

《3》減量化等

(1) 排出抑制の方法

減量化・資源化再利用への意識の向上を重点にした一般廃棄物の排出抑制のための対策は次のとおりとする。

① 市民の役割	・食品ロス及び生ごみの削減 ・排出ルール徹底 ・環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等 ・再利用（リユース）の実践 ・集団回収への協力 ・環境教育と啓発活動への参加
② 事業者の役割	・食品ロスの削減 ・過剰包装の抑制 ・流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の使用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制 ・環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等 ・店頭回収やリサイクルボックスの設置 ・行政・事業者間の連携強化 ・適正な処理・処分の実施

③ 市 の 役 割	・プラスチックごみ資源化の検討 ・食品ロスの削減 ・分別方法の周知 ・回収方法・収集体制の見直し ・事業系ごみの適正処理の促進 ・環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等 ・集団回収への支援 ・環境教育の推進 ・焼却施設の広域化の検討 ・施設の適切な整備 ・リチウムイオン電池の適正な回収方法の周知
-----------	---

(2) 減量化の方策

市における廃棄物減量化の方策は、資源物回収を行い、再資源化を図るものとする。
資源物回収計画

市は直営事業により一般廃棄物のうち指定した資源物を計画的に分別回収し、その全量を分別基準に沿って選別・中間処理を行い、適切な保管をし、土岐市資源化再利用同業者組合へ資源化再利用原料として引渡すほか、容器包装リサイクル法に基づく指定法人へ引渡し、再商品化委託を行う。

◎直営回収資源物（8種類 15品目）

資 源 物 区 分	排 出 者 に よ る 分 別 区 分	回収方式
① 紙類	新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・雑紙	拠 点 回 収 資源集積場 (509ヶ所)
② 缶類	アルミ缶・スチール缶混合	
③ 繊維類	衣類・その他ぼろ等繊維混合	
④ 雑びん類	無色・茶色・その他の色	
⑤ リターナブルびん類	1.8ℓびん・ビールびん・ジュースびん混合	
⑥ プラスチック類	ペットボトル	拠 点 回 収 (8ヶ所)
	食品トレイ	
⑦ 廃食用油	1.8ℓびん、ペットボトル等蓋付容器で排出	拠 点 回 収 (43ヶ所)
⑧ 電池類	電池類全般混合	拠 点 回 収 (8ヶ所)

◎施設内分別保管区分（10種類 23品目）

資 源 物 区 分	保 管 区 分		資 源 化 出荷方法
①紙類	新聞・雑誌(雑紙)・段ボール・牛乳パック	4品目	独 自 ル ー ト
②缶類	アルミ缶・スチール缶	2品目	
③繊維類	衣類、その他ぼろ等繊維混合	1品目	
④雑びん類	無色・茶色・その他の色	3品目	
⑤リターナブルびん類	1.8ℓびん・ビールびん・ジュースびん	3品目	

⑥プラスチック類	ペットボトル	1 品目	指定法人 ル ー ト
	食品トレイ、発泡スチロール	1 品目	独 自 ル ー ト
⑦転写紙	転写紙	1 品目	
⑧廃食用油	蓋付容器で排出	1 品目	
⑨金属類	粗アルミ・粗鋼鉄・ステンレス・非鉄類	4 品目	
⑩有害ごみ	電池類・蛍光灯	2 品目	

《 4 》 収集運搬計画

(1) 収集運搬量

①市直営収集量				
可燃物（焼却処理するごみ）				7, 8 2 6 t / 年
不燃物（埋立処分するごみ）				4 9 4 t / 年
不燃粗大ごみ（大型のごみ）				3 t / 年
資源物（資源化再利用対象品目）				1, 5 3 9 t / 年
戸別収集				2 3 t / 年
小		計		9, 8 8 5 t / 年
②収集運搬許可業者収集量				
可燃物（焼却処理するごみ）				3, 4 9 4 t / 年
橋本	1, 946 t	愛幸	666 t	
ダ`他ソ	552 t	衛藤	330 t	
不燃物（埋立処分するごみ）				1 0 3 t / 年
橋本	2 t	愛幸	8 t	
ダ`他ソ	89 t	衛藤	4 t	
小		計		3, 5 9 7 t / 年
合		計		1 3, 4 8 2 t / 年

(2) 収集運搬区域

①市直営収集	市内全域（生活系一般廃棄物）
②収集運搬許可業者	市内全域（収集運搬依頼を受けた事業系一般廃棄物及び一時多量の生活系一般廃棄物）

(3) 収集回数

①市直営収集	可 燃 物	週 2 回（原則として土・日曜日、年末年始除く）
	不 燃 物	月 2 回（原則として土・日曜日、年末年始除く）
	粗 大 ご み	月 1 回（事前予約制）
	資 源 物	月 1 回（廃食用油は第 5 水曜日 年 3 回）
②収集運搬許可業者	随時	

(4) 収集方法及び排出方法

①市直営収集	一般廃棄物	定日・定位置によるステーション分別回収方式
	可燃物	焼却処理する物以外の物が混入しないように分別するとともに、廃棄物が飛散流出しないように指定ごみ袋を使用し、定められた日時に集積場所へ排出する。
	不燃物	埋立処分する物以外の物が混入しないように分別するとともに、廃棄物が飛散流出しないように指定ごみ袋を使用し、定められた日時に集積場所へ排出する。なお、ガラス、刃物等取扱いが危険な場合は、安全措置を施したうえで排出する。
	資源物	指定された分類に分別して、定められた日時に集積場所へ排出する。
	粗大ごみ	事前に申込みをした物（不燃性に限る。）について、1点（1組）につき粗大ごみシール1枚を貼付し、排出者名を明示のうえ、定められた日時に集積場所に排出する。
②収集運搬許可業者	一般廃棄物	事業系一般廃棄物及び一時多量の生活系一般廃棄物について、排出者からの依頼に応じて随時戸別収集する。
	家電リサイクル法対象機器	家電リサイクル対象機器のうち義務外品について、排出者からの依頼に応じて随時戸別収集する。（排出者自らによるリサイクル手続きが必要）

(5) 市直営収集日程

地 区	可 燃 物	不 燃 物	資 源 物	粗大ごみ
泉 町	月 曜 日 木 曜 日	第 2 ・ 第 4 金曜日	第 1 水曜日	予約申込み制 受付期間 毎月 1 日から 1 4 日まで
土岐津町		第 1 ・ 第 3 金曜日	第 2 水曜日	
肥 田 町		第 2 ・ 第 4 火曜日		
鶴 里 町	火 曜 日 金 曜 日	第 1 ・ 第 3 月曜日	第 3 水曜日	
曾 木 町		第 1 ・ 第 3 木曜日		
駄 知 町				
下 石 町		第 2 ・ 第 4 木曜日		
妻 木 町				

※廃食用油は第5水曜日

※施設への直接搬入について

土岐市環境センターの利用時間は次のとおりとする。

平日 8時30分～12時、13時～16時15分

土曜日、日曜日、年末年始（2026年12月31日（木）～1月3日（日））は休み

(6) 市が収集する集積場所の数

地 区	可 燃 物	不 燃 物	資 源 物	粗大ごみ	廃食用油
土岐津町	1 5 1	1 4 9	8 3	8 3	6
下 石 町	8 9	8 8	5 8	5 8	3
妻 木 町	7 9	7 6	5 1	5 1	3
鶴 里 町	2 2	2 1	1 4	1 4	4
曾 木 町	1 3	1 3	1 1	1 1	2
駄 知 町	1 5 6	1 5 1	9 5	9 5	8
肥 田 町	8 3	8 0	5 1	5 1	5
泉 町	2 8 8	2 8 5	1 4 6	1 4 6	1 9
合 計	8 8 1	8 6 3	5 0 9	5 0 9	5 0

(7) 市直営収集運搬車両

収集運搬車両	台 数
パッカー車両	1 3 台 (回転式 9 台、圧縮式 4 台)
普通貨物車両	4 台 (パワーゲート車 3 台、ダンプ車 1 台)
小型貨物車両	1 台
軽ダンプ車両	1 台

《 5 》 処理処分計画

(1) 処理処分方法

市の直営事業又は事業者若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者により収集運搬された廃棄物の全量を市の施設において、種類・区分に応じて焼却処理、埋立処分等適正処理を行うものとする。

(2) 中間処理（焼却）計画

1. 焼却施設概要

施設名称 土岐市環境センター
所 在 地 土岐市泉町久尻 1 5 3 2 - 1 - 1

焼却施設	
処理方式	三機式機械化バッチ焼却炉（揺動ロストル方式）
処理能力	7 0 t / 8 時間 (2 3 . 3 t × 3 炉)

2. 焼却処理量

① 生活系一般廃棄物	8,161 t / 年
② 事業系一般廃棄物	4,088 t / 年
③ 産業廃棄物（あわせ処理）	384 t / 年
合 計	12,633 t / 年

3. 焼却残渣発生量

① 焼却灰	1,308 t／年
② 飛 灰	317 t／年
合 計	1,625 t／年

(3) 資源化計画

1. 資源物中間処理設備等

缶類自動選別プレス機	アルミ缶 1.5 t／5 h、スチール缶 10 t／5 h
ペットボトル減容・結束機	300 kg／1 h
ストックヤード	紙・繊維類 325 m ² 、カレット 150 m ² 、ペットボトル・スチロール 120 m ²
重機車両等	リチローダー（WR8-1）1 台、ショベルローダー（4SD10）1 台 フォークリフト 1 台

2. 資源化中間処理量（資源化出荷量）

① 紙類（牛乳パック類含む）	901 t／年
② 金属類（缶類）	108 t／年
③ 繊維類	112 t／年
④ ビン類	277 t／年
⑤ ペットボトル	140 t／年
⑥ 発泡スチロール・食品トレイ	3 t／年
⑦ 転写古紙	16 t／年
⑧ 廃食用油	2 t／年
⑨ 有害ごみ（電池類等）	8 t／年
⑩ 刈草・枝葉等	1,113 t／年
⑪ 最終処分場再分別	120 t／年
合 計	2,800 t／年

(4) 最終処分計画

1. 施設概要

施設名称 土岐市最終処分場
所在地 土岐市泉町久尻字長湫及び字滝ヶ洞地内
全体面積 153,000 m²

2. 最終処分場（埋立場）

区 分	管理型最終処分場	安定型最終処分場	合 計
埋立場面積	52,500 m ²	56,500 m ²	109,000 m ²
埋立場容量	532,000 m ³	375,000 m ³	907,000 m ³
残余容量 （令和8年2月末現在）	195,413 m ³ (36.7%)	201,130 m ³ (53.6%)	396,543 m ³ (43.7%)

3. 浸出液処理施設

処理能力	2 1 4 m ³ /日（最大 7 8 6 m ³ /日）
処理方式	接触曝気式生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋消毒

4. 埋立処分用車両

トラッシュコンパクター	1 台
パワーショベル	2 台
その他車両（場内車）	2 台（ユニック付 4 t 貨物、普通車）

5. 埋立計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条の規定による「処分基準」に基づき、不燃性廃棄物の種類に応じて管理型又は安定型埋立施設にて処分する。

6. 埋立方法

重機等により粉碎転圧し、覆土を用いてサンドイッチ工法による埋立処分とする。

7. 最終処分場埋立量

① 一般廃棄物廃棄物	1, 6 0 5 t/年
② 産業廃棄物（あわせ処理）	5, 1 7 0 t/年
③ 焼却残渣	1, 6 2 5 t/年
④ 再分別（資源化）	△ 1 2 0 t/年
合 計	8, 2 8 0 t/年

《6》一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

効率的・安定的な廃棄物処理

- ・廃棄物処理の効率的、安定的な処理のため焼却施設の広域化について検討を進める。
- ・安定的な処理を行うため、長期計画に基づき適切な整備を実施する。

《7》その他必要事項

（1）処理手数料及び処理費用

1. 一般廃棄物処理手数料

種 別	排出形態	取扱区分	単 位	手数料
一般廃棄物	生活系	搬入されたものの処分	50kg までごとに	2 0 0 円
		指定ごみ袋により廃棄されたものの収集、運搬及び処分	ごみ袋（大）20 枚入り	9 0 0 円
			ごみ袋（中）20 枚入り	7 0 0 円
			ごみ袋（小）20 枚入り	3 0 0 円

		市が指定する粗大ごみシールを添付して廃棄された不燃性粗大ごみの収集、運搬及び処分	市が指定する粗大ごみシール 1 枚につき	500 円
		し尿の収集、運搬及び処分	18ℓ までごとに	200 円
	事業系	搬入されたものの処分	50kg までごとに	300 円

※備考 搬入された一般廃棄物の重量が、0.5 m³当たり 100 kg 以下のときは、0.5 m³までごとに 100 kg として計算する。

2. 産業廃棄物処理費用

種 別	取 扱 区 分	単 位	費 用
産業廃棄物	搬入されたものの処分	50kg までごとに	500 円

※1 産業廃棄物の重量が、0.5 m³当たり 100 kg 以下のときは、0.5 m³までごとに 100 kg として計算する

2 本市以外に本店及び主たる事業所を有する法人（これに準ずる個人事業者を含む。）が本市内の事業所から排出する産業廃棄物の費用の額は、この表の費用の欄に掲げる額の 2 倍に相当する額とする。

（2）市指定ごみ袋及び粗大ごみシール

1. 指定ごみ袋

種 類	材 質	サ イ ズ
大	高密度ポリエチレン製 （濃度 1.5%半透明グリーン）	H800mm×W650mm×厚 0.024mm
中		H800mm×W500mm×厚 0.024mm
小		H800mm×W400mm×厚 0.024mm

2. 粗大ごみシール

材 質	サ イ ズ
紙製（2色刷り）	H148mm×W105mm

3. 取扱店

地 区	設置数	地 区	設置数	地 区	設置数
土岐津町	13（5）	鶴里町	2（1）	肥田町	8（4）
下石町	11（3）	曾木町	1（0）	泉町	17（8）
妻木町	9（5）	駄知町	13（6）	合 計	74（32）

※（ ）内数は粗大ごみシール取扱店舗数

※指定ごみ袋取扱店：鶴里町、曾木町は支所各 1 ヶ所含む。

（3）一般廃棄物収集運搬許可業者

1. 一般廃棄物収集運搬許可業者

業 者 名	住 所	電話番号	収集区域
（株）橋本	509-0203 可児市下恵土 1 丁目 39 番地	0574-63-1111	市内全域
（株）愛幸商店	509-5122 土岐市土岐津町土岐口 1951-28	0572-55-5072	市内全域
（有）ダイセン	509-5122 土岐市土岐津町土岐口 1983	0572-55-7181	市内全域
衛藤産業（株）	509-5142 土岐市泉町久尻 47-17	0572-44-8150	市内全域

2. 一般廃棄物収集運搬許可業者収集運搬車両

業 者 名	収 集 運 搬 車 両			保有台数
(株)橋本	塵芥車	7 台	1.35～4.6 t	26 台
	ダンプ	2 台	2.9～3.2 t	
	コンテナ専用車	10 台	3.5～5.0 t	
	冷蔵冷凍車	7 台	0.35 t～7.2 t	
(株)愛幸商店	塵芥車	4 台	1.7～2.1 t	6 台
	コンテナ専用車	1 台	3.0 t	
	キャブオーバ	1 台	1.5 t	
(有)ダイセン	塵芥車	3 台	1.8～3.0 t	9 台
	ダンプ	4 台	2.0～3.0 t	
	キャブオーバ	1 台	0.75 t	
	コンテナ専用車	1 台	3.75 t	
衛藤産業(株)	塵芥車	2 台	2.9～4.95 t	3 台
	ダンプ	1 台	1.85 t	
	キャブオーバ	2 台	0.35 t～2.0 t	

(4) 一般廃棄物処分業許可業者 (木くずに限る)

業 者 名	住 所
ウッドフューエル土岐(株)	509-5115 土岐市肥田町肥田 2247-17

(5) 家電リサイクル対象機器指定引取場所 (市内)

引 取 先	住 所
西濃運輸(株)岐阜東濃支店	509-5202 土岐市下石町西山 304-912

(6) 家電リサイクル法に伴う再生利用個別指定許可業者 (指定引取場所への運搬)

業 者 名	住 所
(株)橋本	509-0203 可児市下恵土 1 丁目 39 番地
(株)愛幸商店	509-5122 土岐市土岐津町土岐口 1951-28
衛藤産業(株)	509-5142 土岐市泉町久尻 47-17
(有)ダイセン	509-5122 土岐市土岐津町土岐口 1983
(有)笠原環境クリーン	509-5301 土岐市妻木町 933-2
アースクリーン	507-0901 多治見市笠原町 913-10
(有)中部環境	509-6101 瑞浪市土岐町 1187-1
ケイナックリー(株)	509-7402 恵那市岩村町富田 2535-1
東清(株)	508-0011 中津川市駒場 2290-3
小森産業(株)	505-0043 美濃加茂市深田町 1-4-16
(株)中濃クリーンコンサルタント	501-3958 関市戸田 16-1
(有)酒井	509-7201 恵那市大井町 1134-21

(7) 住民に対する広報啓発活動

毎年度ごとに収集カレンダーを発行し、必要に応じて広報紙等による啓発を行う。

(8) 土岐市廃棄物減量等推進審議会

適正処理及び減量化等の推進並びに一般廃棄物処理行政のあり方について審議する。

1. 組 織 委員15人以内をもって組織する。
2. 構 成 自治会代表者、産業及び商業団体の代表者、社会教育団体の代表者、その他市長が必要と認める者。
3. 任 期 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 し尿処理計画

《1》計画策定諸元

(1) 処理必要量

①し尿	1, 5 3 5 kl／年
②浄化槽汚泥	8, 6 1 8 kl／年
③ディスポーザー汚泥	0 kl／年
合 計	1 0, 1 5 3 kl／年

(2) 浄化槽清掃業者別処理基数

業 者 名	処 理 基 数
(有)笠原環境クリーン	1, 9 0 0 基
大昭工業 (株)	8 5 0 基
(有)中部環境	1, 0 2 0 基

(3) 生活排水処理人口

公共下水道人口	3 9, 4 3 9 人
浄化槽人口	1 0, 0 0 6 人
非水洗化人口	3, 2 3 6 人
農業集落排水人口	3 0 5 人
合 計	5 2, 9 8 6 人

《2》処理主体

(1) 区分別処理主体

市は、一般廃棄物（し尿等）の適切な処理を確保するため、必要な収集運搬機材及び処理処分施設の整備を図るほか、浄化槽汚泥等の収集運搬にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を行うものとし、この実施にあたっては下記のと通りの区分によるものとする。

収集運搬及び処理処分の区分

①し尿	市の直営事業による収集運搬及び処理処分とする。
②浄化槽汚泥	市が許可した浄化槽清掃業者による収集運搬とし、処理処分は市の直営事業とする。
③ディスポーザー汚泥	

《3》収集運搬計画

(1) 収集運搬量

1 市直営収集量	1, 535kl/年
① し尿	1, 535kl/年
2 浄化槽清掃業者（許可業者）収集量	8, 618kl/年
② 浄化槽汚泥（有）笠原環境クリーン	3, 143kl/年
大昭工業（株）	2, 180kl/年
（有）中部環境	3, 295kl/年
③ ディスポーザー汚泥	0kl/年
合 計	10, 153kl/年

(2) 収集依頼方法

①し尿	事前申込制とし、申込書に住所・氏名・電話番号を記入し、市が各地域に設置した申込箱（75ヶ所）に投函するものとする。
②浄化槽汚泥	設置者自らにおいて、市が許可した浄化槽清掃業者に直接収集申込みするものとする。
③ディスポーザー汚泥	

(3) 収集回数

①し尿	原則として毎月1日・16日に収集申込書を回収整理し、計画収集するものとする。ただし、収集日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する休日の場合は、収集業務は行わないものとする。
②浄化槽汚泥	設置者からの収集申込みにより、必要に応じて浄化槽清掃業者が収集するものとする。
③ディスポーザー汚泥	

(4) 収集運搬方法

①し尿	所定の方法により収集申込みのあったものについて、市の運搬機材を用いて収集し、市の施設へ運搬するものとする。
②浄化槽汚泥	設置者から収集申込みのあったものについて、浄化槽清掃業者が自らの運搬機材を用いて収集し、市の施設へ運搬するものとする。
③ディスポーザー汚泥	

（５）収集運搬車両

１．市直営収集運搬車両

バキューム車	４台 （３ｔ 車両２台、２ｔ 車両２台）
--------	----------------------

２．浄化槽清掃業者収集運搬車両

業 者 名	収 集 運 搬 車 両	保有台数
(有)笠原環境クリーン	バキューム車 ５台 ３.０～７.１ｔ 汚泥濃縮車 ２台 １.６２ｔ	７台
大昭工業（株）	バキューム車 ７台 ２.７～１０.３ｔ 清掃車 ２台 １.８５～１０ｔ	９台
(有)中部環境	バキューム車 １７台 ３.０～９.２ｔ	１７台

《４》処理処分計画

（１）処理処分方法

①し尿	収集運搬された全量を市の施設で処理するものとする。
②浄化槽汚泥	収集運搬された全量を市の施設で処理するものとする。
③ディスポーザー汚泥	
④上記①～③の焼却残渣物	処理過程において発生する焼却残渣物は、全量を市の施設（土岐市環境センター管理型埋立処分場）で処分するものとする。

（２）処理処分計画

１．処理施設の概要

施 設 名 称	土岐市衛生センター
所 在 地	土岐市泉町久尻１５３２－１－１
処 理 方 式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
処 理 能 力	６４ｋｌ／日（し尿 ３０ｋｌ／日＋浄化槽汚泥 ３４ｋｌ／日）

２．処理量

直営収集分（し尿）	１，５３５ｋｌ／年
浄化槽清掃業者搬入分（浄化槽汚泥等）	８，６１８ｋｌ／年
合 計	１０，１５３ｋｌ／年

3. 焼却残渣物の発生量及び処理方法

発生量	30 t / 年
処分方法	全量埋め立て処分
収集運搬車両	軽トラック（軽ダンプ）1台

《5》その他必要事項

（1）処理手数料

し尿の収集、運搬及び処分手数料は、18リットルまでごとに200円とし、支払方法はし尿処理券方式とする。

（2）し尿収集申込箱設置数

地 区	設置数	地 区	設置数	地 区	設置数
土岐津町	7	鶴里町	3	肥田町	6
下石町	20	曾木町	2	泉町	9
妻木町	13	駄知町	11	合 計	71

（3）し尿処理券売りさばき店

地 区	設置数	地 区	設置数	地 区	設置数
土岐津町	2	鶴里町	1	肥田町	3
下石町	4	曾木町	2	泉町	4
妻木町	6	駄知町	5	合 計	27

（4）浄化槽清掃業者及び許可区域

業 者 名	所 在 地	電話番号	収集運搬許可区域
(有)笠原環境クリーン	土岐市妻木町 933-2	(0572) 57-6395	下石町・妻木町 鶴里町・曾木町
大昭工業（株）	名古屋市西区清里町 18	(052) 503-5311	土岐津町 泉町(定林寺・河合地区) 肥田町(旭ヶ丘地区除く)
(有)中部環境	瑞浪市土岐町 1187-1	(0572) 67-0385	駄知町 肥田町(旭ヶ丘地区) 泉町(定林寺・河合地区 除く)

(5) 土岐市環境センター及び土岐市衛生センター環境保全委員会

市の一般廃棄物処理施設に関し、周辺地域の生活環境・自然環境の保全並びに公害防止を図るため設置する。

1. 組 織 委員 9 名をもって組織する。
2. 構 成 委員の構成は、地元関係者 7 名、学識経験者 2 名とする。
3. 任 期 委員の任期は 1 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。